

定 款

2026年6月24日改定



株式会社 百五銀行

株式会社百五銀行定款

第1章 総 則

第1条（商号）当銀行は、株式会社百五銀行と称する。

英文では、The Hyakugo Bank, Ltd.と表示する。

第2条（目的）当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第3条（本店の所在地）当銀行は、本店を津市に置く。

第4条（機関）当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）当銀行の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞および津市において発行する伊勢新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、3億9千6百万株とする。

第7条（自己の株式の取得）当銀行は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（募集株式の発行事項）募集株式の発行に関する事項は、取締役会の決議をもって定める。

第9条（単元株式数）当銀行の単元株式数は、100株とする。

第10条（単元未満株式についての権利）当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第11条（単元未満株式の買増し）当銀行の株主は、株式取扱規定の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。

ただし、請求があった場合において、当銀行が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当銀行は請求に応じないことができる。

第12条（株式取扱規定）当銀行の株式に関する取扱、株主の権利行使に際しての手續等およびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。

第13条（株主名簿管理人）当銀行は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

第14条（定時および臨時株主総会）当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第15条（招集地）当銀行の株主総会は、津市において開催する。

第16条（定時株主総会の基準日）当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第17条（招集権者および議長）株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

取締役頭取に事故があるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第18条（電子提供措置等）当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

二 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第19条（議決権の代理行使）株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

この場合においては、株主または代理人は、株主総会ごとに当銀行に委任状を提出するものとする。

第20条（決議の方法）株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第21条（株主総会の議事録）株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印を行う。

第4章 取締役および取締役会

第22条（員数）当銀行の取締役は、15名以内とする。

第23条（選任方法）取締役は、株主総会において選任する。

その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第24条（任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第25条（補欠選任の免除）取締役に欠員が生じても、法定の員数を欠かず行務の遂行に支障を来さないときは、補欠選任を行なわないことができる。

第26条（代表取締役および役付取締役）当銀行を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役頭取各1名ならびに取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役会長は取締役会を主宰し、取締役頭取は取締役会の決議に従い業務を統理する。

取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は取締役頭取を補佐し、業務を執行する。

取締役会長に欠員または事故あるときおよび取締役頭取に事故あるときは、取締役会の定めた順序により、他の

取締役がその職務を代行する。

第27条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役会）取締役会は、法令および本定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。

第29条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要あるときは、更にこの期間を短縮することができる。

第30条（取締役会の決議の省略）当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第31条（取締役会規定）取締役会に関する規定は、別に取締役会の決議をもって定める。

第32条（社外取締役の責任限定契約）当銀行は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第33条（員数）当銀行の監査役は、5名以内とする。

第34条（選任方法）監査役は、株主総会において選任する。

その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条（任期）監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条（補欠選任の免除）監査役に欠員が生じて、法定の員数を欠かず職務の遂行に支障を来さないときは、補欠選任を行なわないことができる。

第37条（常勤監査役）監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第38条（報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条（監査役会）監査役会は、法令および本定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で監査役の職務執行に関する事項を決定する。

第40条（監査役会の招集）監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要あるときは、更にこの期間を短縮することができる。

第41条（監査役会規定）監査役会に関する規定は、別に監査役会の決議をもって定める。

第42条（社外監査役の責任限定契約）当銀行は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

第43条（選任方法）会計監査人は、株主総会において選任する。

第44条（任期）会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前段の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（報酬等）会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第46条（事業年度）当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第47条（剰余金の配当）当銀行の剰余金の配当は、法令に別段の定めあるもののほか株主総会の決議によって行う。

第48条（剰余金配当の基準日）当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第49条（中間配当）当銀行は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができるものとし、その基準日は毎年9月30日とする。

第50条（除斥期間）剰余金の期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。

附則

（取締役の任期に関する経過措置）

本定款第24条の規定にかかわらず、2025年6月23日開催の第210回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2027年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。

（以 上）